# 2 大 田 勤 議 員

- 1 泊原子力発電所再稼働についての町長の 姿勢は
- 2 マイナンバー制度への町の対応について
- 3 福祉灯油支給要件の拡大・緩和について
- 4 町の水道事業について



## 1 泊原子力発電所再稼働についての町長の姿勢は

私は共産党議員団を代表して、町政に対する一般質問を行います。

九州電力川内原発1号機が8月11日、国民の再稼働反対の圧倒的多数の世論を無視して再稼働を強行しました。

再稼働前、安倍首相は世界で最も厳しい規制基準をクリアしたと規制委が判断 した原発は、再稼働を進めて行くのが政府の方針と主張しました。

しかし、とうの規制委員会田中俊一委員長は、審査が安全を保障するものではないと会見で何度も繰り返し、規制基準をクリアしただけでは不十分だと明らかにしている。

委員長は、安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。これは、2014年7月16日に原子力規制委員会は定例記者会見で発表したものです。

規制委員会の審査はあくまで技術的な点検、避難計画の妥当性や実効性について、規制委が審査する仕組みもなく評価するという立場にはないとしています。

宮沢経産相は、事業者が規制委の許可を得て、最終判断をし再稼働に至る、政治的な判断の余地はない。菅官房長官は、稼働の責任は、第一議的に事業者にあると明言しています。

政府が規制委に事実上判断を丸投げしているが、規制委は自らに責任はないとしている。あげくに、再稼働の判断は、事業者にあると官房長官の発言、福島原発事故後4年6ヵ月が経ちいまだに事故の原因すら調査できず10万人が避難生活を余儀なくされています。

こうした事業当事者に再稼働の判断を求めたことについて町はどのように考えるのか。

8月25日、原特委で町長は、規制委員会の審査を受けて再稼働に進んだ原発は安全・安心に運転してほしいと答弁し再稼動容認の態度表明をしましたが、事業者の判断で安全であれば再稼働出来ると考えているのか。

町長は再稼働に対する判断を原特委で求められ、原発の再稼働については、各

種安全対策について現在原子力規制委員会において厳正な審議をされている。国が判断する事、規制委員会が審査しているなど自らの意見を述べず、国の判断を注視すると答弁していますが無責任な国の責任のなすり合いで理論的よりどころにしていた国の判断を望む事は出来ず、泊発電所の再稼働について自ら判断しなければならないと思うがいかがですか。

それとも、事業者である北電の判断で再稼働を受け入れるのですか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画計画編の修正で、原子力災害対策指針の改正 や北海道地域防災計画の改正を受けスピーディー(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の運用が削除されました。

スピーディーは100億円以上かけて開発され、システムの活用で災害時要援護者に避難支援の人員及び移送手段である公共輸送車両の適切な規模を把握することが可能とされ、原子力立地道府県からもこの検証内容の有効性が認められているシステムをなぜ削除するのか。

第8節防災対策資料の整備で、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測しから迅速かつ的確な応急対策の実施に修正されたが、スピーディーの活用を止め、迅速かつ的確な応急対策はどのような対策なのか。

避難時の防護措置の判断として、緊急時モニタリングによる実測値で判断するという事はPAZの全面緊急事態は、敷地境界の空間放射線線量率が $5\mu SV/h$ 。UPZの避難基準は $500\mu SV/h$ と防護措置で示されていますから、実測値での判断とは被曝が前提となり迅速かつ的確な応急対策では防災計画の目的である、住民などの安全を図る事になっていないと思うが、いかがですか。

福島第一原発事故では、試算結果が公開されず、放射性物質の飛散方向と同じ 方向に避難した住民が多く、泊発電所の事故時に迅速かつ的確な対策を図る目的、 避難の判断材料の一つとし、予測的手法として活用し、住民の安全を図るために 利用して行くべきではないのか。

また、迅速かつ的確な応急対策の実施をするためにも国や道に意見をすべきではありませんか。

第3節、避難収容活動体制の整備、4、要配慮者に対する配慮で、関係市町村は平常時より安否確認を行うため、自主防災組織の協力を得ながらに明記されていた、安否確認を行うためが削除され、平常時より自主防災組織のに修正されたが、安否確認は行わないのか。

要配慮者に対する安否確認は必要がなくなったのか。

対象となる要配慮者の総数、これまでの安否確認必要数と確認実数など町として把握しているのか。

避難誘導や搬送、受け入れ態勢の整備などできているのか。

規制基準をクリアしたと規制委が判断した原発は、再稼働を進めて行くのが政府の方針、規制委員会の審査はあくまで技術的な点検で安全審査ではない、避難計画の妥当性や実効性についても、規制委が審査する仕組みもなく評価するという立場にはないとなれば誰が責任を取るのか。

住民の暮らしと命を守る町長は、これでも安心安全に運転してほしいと言うつもりなのか。

堅固な格納容器に収容されていない使用済み燃料ピットの核燃料が、危機的状況に陥ると指摘されてもその対策も取らない泊原発の再稼働などありえません。 危険な原発は廃炉にすべきと思うが答弁を求めます。

## 町 長:

1項めは、事業当事者に再稼働の判断を求めたことについて、町はどのように 考えるのか、についてであります。

原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会において新規制基準に適合すると認められたことから、所要の手続きを経て、九州電力川内原子力発電所が、再稼働に至ったものと承知しているところであります。

2項めは、事業者の判断で安全であれば再稼働できると考えているのか、についてであります。

原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会において審査する、世界で最も厳しいレベルの規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、国の規制基準に適合すると認められた原発の再稼働を進めるという方針のもと、所要の手続きを経て再稼働に至るものと考えております。

3項めは、泊発電所の再稼働についてであります。

泊発電所については、現在も、原子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、泊発電所の再稼働については、予断をもってお答えする段階ではないものと考えております。

4項めは、泊発電所周辺地域原子力防災計画計画編から、スピーディーの運用 をなぜ削除するのかについてであります。

スピーディーの運用については、原子力規制委員会で種々検討がなされ、結果として、原子力災害発生時に、放射性物質が、いつどの程度の放出があるか等を把握することは不可能であり、スピーディーによる計算結果に基づき防護措置を行うことは、被ばくのリスクを高めかねないとの判断から、国の原子力災害対策指針が改定されたところであります。

この方針決定を受け、泊発電所周辺地域原子力防災計画におきましても、スピーディーの運用に係る箇所を削除したところであります。

5項めは、第8節 防災対策資料の整備で、迅速かつ的確な応急対策はどのような対策かについてであります。

防災対策資料の整備については、防災対策を実施するにあたり必要とされる資料の整備と、定期的な更新などについて記載されており、資料整備の目的を、迅速かつ的確な応急対策に役立てるためとしております。

この迅速かつ的確な応急対策としては、泊発電所において事故が発生した場合 の応急活動体制の立ち上げと、情報収集・情報連絡の実施、更には、事態の進展 と施設の状況に応じ、住民防護措置の準備を行い、実施していくものであります。

6項めは、防護措置を実測値で判断するという事は、被ばくが前提となり、防 災計画の目的である、住民などの安全を図る事になってはいないと思うが、につ いてであります。

原子力災害対策指針では、防護措置の決定にあたり、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、予防的な防護措置を講じることとされ、UPZにおいては、全面緊急事態で屋内退避を実施することとされております。

また、緊急時モニタリングにおける実測値による空間線量率の状況により、避難をすることとされております。

これらの防護措置を実施することにより、住民に対する放射線の影響を最小限に抑えるものと考えております。

7項めは、予測的手法を活用し、住民の安全を図るために利用していくべきで

はないか、国や道に意見をすべきではないか、についてであります。

スピーディーの運用については、原子力規制委員会において、緊急時の防護措置の判断には使用しないとされたところでありますが、一方で、引き続きスピーディーの活用を求める意見があるのも承知しております。

こうしたことから、国においては引き続き、科学的な見地から、更なる検討が されるべきと考えており、町としても、防災対策の上で活用できる部分は活用す るよう、北海道を通じて国に対して申し述べてまいりたいと考えております。

8項めは、原子力防災計画で、要配慮者に対する、安否確認を行うためが削除されたが、安否確認は行わないのか、要配慮者に対する安否確認は必要がなくなったのか、対象となる要配慮者の総数、これまでに安否確認必要数と確認実数など町として把握しているのか、避難誘導や搬送、受け入れ体制の整備などできているのかについてであります。

原子力防災計画では、表記の修正により、安否確認を行うためを削除することといたしましたが、平常時の安否確認については、要配慮者を適切に避難誘導するためには欠かせないものであり、地域住民や民生委員などとの協力体制を確立する上でも必要であると考えており、現在も継続して実施しているところであります。

また、安否確認の対象となる要配慮者、安否確認必要数及び確認実数について 把握しておりますが、加えて年度内に避難行動要支援者名簿も作成する予定となっております。

避難誘導や搬送、受け入れ体制の整備などについては、全体計画としての岩内 町要援護者避難支援プランを策定しており、今後も体制の充実に向け、引き続き 関係団体と協議を進めてまいります。

9項めは、危険な原発は廃炉にすべき、とのご質問であります。

原子力発電所の廃炉については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

## く再質問>

まず1点目、泊原子力発電所再稼働についての町長の姿勢についてお伺いいたします。

町長は、再稼働判断を原子力規制委員会において判断する。世界で最も厳しい レベルの規制基準に適合すると認められた場合は、その判断を尊重し、国の規制 基準に適合すると認められた原発の再稼働を進めるという方針のもと、所要の手 続きを経て再稼働に至ると考えている答弁をいたしました。

しかし、国は事業者の判断として、政治的な判断の余地はないと明言しています。 町長がよりどころにしている国は、判断は第一義的に事業者としていることから質 間の北電の判断で再稼働を受け入れるのか、に答えていません。

答弁を求めます。

2つ目、モニタリングにおける実測値による空間線量率の状況により避難する。 住民に対する放射線の影響を最小限に抑えるものと考えれば、被曝が前提であり ます。

防災計画の目的、住民などの安全を図ることになっていないと思いますが、再 度答弁を求めます。

また、避難行動要支援者名簿もまだ作成されておらず、要支援者の要配慮者の確認必要実数は把握してると言うが、何名なのかをお答え下さい。

## 【答 弁】 町 長:

1項めは、北海道電力の判断で再稼働を受け入れるのかについてであります。 原子力発電所の再稼働については、国の規制委員会の判断を尊重し、規制基準 に適合すると認められた原発の再稼働を進めるという方針のもと、所用の手続き を経て、再稼働に至るものと考えておりますが、泊発電所については、現在も原 子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、予断をも ってお答えする段階ではないものと考えております。

2項めは、緊急時モニタリングにおける空間線量率の実測値で判断することは、 住民の安全を図る事になっていないのではないかとのご質問についてであります。 原子力防災計画の目的としては、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務 の遂行により住民等の安全を図ることを目的とし、万が一放射性物質が放出され た場合には、放射性物質又は放射線の放出源から距離を置くことにより、被ばく の低減を図るため、必要に応じ、退避等の防護措置を講ずることとしております。 このため、緊急時モニタリングによる対策の強化が必要になるものと考えてお ります。

なお、要配慮者の総数と安否確認必要数は、本年7月末現在で2,882人、 確認実数は、本年7月末現在で2,076人となっております。

# く再々質問>

国は事業者が判断と言っているのに、再稼働は規制委の判断は何度も同じことを繰り返しているだけで答弁不能です。

町民に責任を持つ町長は、自分の言葉で再稼働の判断について言及するべきではありませんか。

## 町 長:

1点めは、自分の言葉で再稼働の判断について言及すべきではないのかについてであります。

泊発電所については、現在も原子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、予断をもってお答えする段階ではないものと考えております。

## 2 マイナンバー制度への町の対応について

次に、マイナンバー制度への町の対応について、お伺いいたします。

いよいよ今年10月5日の時点で、住民票に記載された住所に個人番号の通知カードが、簡易書留で郵送され、その後、通知カードとセットの申請書で自治体に申し込むと、2016年1月から個人番号カードが交付されることになっている。

しかし、この制度の内容を知らない人は4割を超え、個人情報の流出や悪用が 心配、年金情報流出問題のこともあり政府がしっかり運用できるか不安といった 声が出ています。

一方政府は、この制度の利用範囲を段階的に拡大する方針です。

預貯金口座や特定健康診査など医療情報の管理にも拡大の方向。

また最近、2017年4月の消費税10%への引き上げに合わせて、財務省は 軽減措置として、一人ひとりの国民が買った飲食料品の額をこの制度の個人番号 カードで把握して、後で酒類を除く飲食料品額の2%を預貯金口座に還付する。

ただし、還付の上限は年4,000円程度。国民は買物で店ごとに個人番号カードを提示することになり、買う側は個人情報が危険にさらされ、店側は厳格な個人情報の管理が求められることになります。

- 1. 住基カードの取得率は5%程度にもかかわらず、不正取得、偽造、なりすましの犯罪が頻発し、防止策と鼬ごっこの状態。
  - 岩内町ではこの様な犯罪は起きているか。
  - またマイナンバー制度でのこれらの犯罪防止策は具体的にはどうするのか。
- 2. 国民は個人情報の流出の危険にさらされ、番号の管理の負担が増えるだけだが、行政側の利便性は高まる。情報は流出するを大前提として、自治体を含め個人情報を管理している諸々の機関を監視するシステムは必要であるが、自治体を含め個人情報の管理を担う組織はあるのか。
- 3. 個人のパソコンでマイナンバーの情報を見ることができるマイナポータルは、ICカードとパスワードがあれば誰でも閲覧できるので、個人情報の流出経路として危惧されませんか。
- 4. 国はこの制度の導入に3,000億円以上の税金を使い、町はこの制度の維持管理の予算額は。

国の補助金割合は。

また、町内の中、小の事業者にとっても頭の痛い問題であり、町としての施 策はありますか。

5. 現在でも警察や自衛隊情報保全隊など公的機関による個人情報の収集、国民監視が行われていることは、周知の事実です。この制度の法律第19条では、個人情報の提供は原則禁止だが、第19条の12号で原則禁止の例外が列挙され、警察、公安へはマイナンバーを含む個人情報の提供に公然と道が開かれています。

これらのことから、この制度は基本的人権を侵害するものではありませんか。

6. 国が莫大な税金を使い、手間をかけ、わざわざ国民のプライバシーを重大 な危険にさらすこのマイナンバー制度を導入せず、現在使っているシステム を活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化と適正化をはかり、 岩内町民の利便性を高めるために知恵と労力を傾けるべきではありませんか。

## 町 長:

1項めは、住基カードに係る犯罪履歴及びマイナンバー制度の犯罪防止策は具体的にどうするのか、についてであります。

住民基本台帳カードについては、平成15年8月の導入以降、本町でのカード 交付件数は、約800件であり、過去に発生した犯罪としては、携帯電話を不正 に取得するためのカードの偽造事件が1件発生していると承知しております。

マイナンバー制度における犯罪防止策については、国により全国一律の対策が講じられているところであり、国の説明では、ICチップを組み込んだ個人番号カードについては、顔写真を付けて本人確認を容易とするほか、アクセス権限の制限を行い、ICチップ内の読み取りや解析ができない仕組みとし、また、カードの偽造防止対策として、レーザー光による刻印、複雑な地紋印刷、マイクロ文字等のセキュリティ加工など、様々な工夫が施されることになっております。

また、通知カードについても、複写できない用紙を用いるほか、陰影のある透かし印刷、複雑な地紋印刷、マイクロ文字等の加工が施されることになっております。

こうしたことから、町としても、各カードの交付事務にあたっては、法令の定めに基づき、厳格な本人確認を徹底して、不正取得を未然に防いで参ります。

2項めは、自治体を含め、個人情報の管理を担う組織はあるのか、についてであります。

マイナンバー制度導入にあたっては、特定個人情報の有効性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、第三者機関であります特定個人情報保護委員会が平成26年1月に設置されたところであります。

同委員会では、監視・監督や特定個人情報保護評価に関する業務を実施し、特定個人情報を管理するための必要な措置を講ずることになっております。

3項めは、マイナポータルが個人情報の流出経路として危惧されないか、についてであります。

マイナポータルの運用については、個人番号カード交付の際に、窓口での本人確認及びマイナポータルを利用するための4桁のログインIDと6桁以上の英数字を任意に組み合わせたパスワードを登録し、個人番号カード内のICチップに格納されている電子情報と組み合わせて、本人確認を行う公的個人認証制度を採用していることから、なりすまし防止や、セキュリティ強化を重視した制度設計であるものと認識しております。

なお、仮に個人番号カードの紛失や、ログインIDとパスワードが他人に知られてしまった場合には、地方公共団体情報システム機構が開設する24時間365日対応のコールセンターに連絡し、個人番号カードの停止申請を行う事で、マイナポータルにおける、個人情報の流出を防ぐ事が出来ると、国から説明を受けております。

4項めは、マイナンバー制度の維持管理予算額と国の補助割合及び、中小事業者に対する町の施策についてであります。

マイナンバー制度の運営費用については、各種システムの整備、改修費のほか、中間サーバー導入費などが自治体負担となり、こうした初期整備費用については、 国庫補助金及び地方交付税で措置されることになっております。

しかしながら、今後発生する維持管理費については、交付税措置なども予定されているとのことでありますが、具体的な情報については、今のところ国から示

されておりません。

中小事業者に対する町の施策についてでありますが、特定個人情報を取り扱う 事業者は、マイナンバー制度の実施により、給与支払調書や各種法定調書、被保 険者資格取得届などに、従業員の個人番号を記載し各行政機関に提出することと なります。

また、個人番号の取り扱いや、個人情報の漏えい・滅失などを防止するため、 国が示すガイドラインに沿って、適切な安全管理措置を講ずる責務が求められて いることから、事業者においても一定の負担が生じるものと考えておりますが、 これら事業者の安全管理措置に対する施策については、国の責務において行われ るべきものと考えております。

5項めは、番号法第19条12号が基本的人権の侵害にあたるのではないか、 についてであります。

番号法第19条第12号における個人情報の除外規定については、刑事訴訟法などにおいて、必要な事項の報告を求めることが認められております。

こうした除外規定は、マイナンバー制度に限らず、これまでの情報公開や個人情報保護制度においても、国民の生命や財産を保護するという観点で利用や提供が認められていることから、基本的人権の侵害にはあたらないものと認識しております。

6 項めは、マイナンバー制度を導入せず、町民の利便性を高めるべきではないか、についてであります。

マイナンバー制度については、国民の利便性の向上と行政事務の効率化を目指すため、国の法律に基づき全国で実施されるものであります。

こうしたことから、町といたしましても、情報流出に対する不安の解消や、開始時の混乱の防止などに努め、全国的に進められている制度面やシステム面での安心・安全な仕組みを取り入れながら、マイナンバー制度導入によって、町民の皆様の利便性が向上するよう適切に対応して参りたいと考えております。

# く再質問>

マイナポータルの運用については、個人番号カードの紛失やログインIDとパスワードが他の人に知られた場合には、地方公共団体情報システム機構のコールセンターに個人カードの停止申請をすることで個人情報の流出を防ぐことができるとするが、他の人に知られたと気づくまでの間の個人情報流出での被害についてどのような対応があるのか。

2つ目、中小事業者にも大きな負担の生じるこのマイナンバー制度は、国の責務において行われるべきものと答弁していますが、現在国が打ち出している施策はありますか。

## 町 長:

1項めは、マイナポータルのログイン I Dや、パスワードの流失に気付くまでの対応についてであります。

パスワード等の流失につきましては、本人が無くした時点から、気付くまでの期間において、不正アクセスがあった場合、マイナポータルに記録が残る仕組みとなっております。

なお、マイナポータル上で閲覧出来る情報については、本人の情報が、いつ、 誰に使われたのかを、確認するサービスでありますので、特定個人情報そのもの が閲覧されるものではないと、伺っております。

2項めは、中小事業者に対する国の施策についてであります。

現在、中小企業など民間事業者に対する施策等については、現時点で情報は得ておりませんが、町内でも岩内商工会議所が会員企業向けに勉強会を実施しており、今後こうしたルートを通じて国からの情報提供がなされるものと考えております。

# く再々質問>

マイナンバー制度では、マイナポータル上で閲覧できる情報については、本人の情報がいつ誰に使われたのかと確認するサービスで、特定個人情報そのものが閲覧されるものではないといっていますが、情報は集積されるほど利用価値は高まり、人の作った仕組みはいたちごっことなり、100%情報漏洩を防ぐ完全なシステム構築は不可能です。情報漏洩した時の被害補償対策を立てておくべきではありませんか。

#### 町 長:

マイナンバー制度の情報漏えい対策については、制度面、システム面において様々な対策が講じられており、マイナポータルに関する情報漏えい時の被害補償対策についても、国の責任のもと、今後、検討されるべきものであると認識しております。

## 3 福祉灯油支給要件の拡大・緩和について

高齢者などの冬の生活支援事業として、地域づくり総合交付金60万円道補助金を加え、町は福祉灯油購入助成金701万8千円、580世帯分を一般財源から補正をしています。

支給対象は65歳以上の単身世帯、60歳以上の夫婦で、どちらか65歳以上の世帯、一人親・母子・父子家庭世帯で未成年者を扶養している世帯、世帯主又は配偶者が身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている世帯とし、収入の要件は町民税が非課税で、親族などの援助が受けられず生活に困窮し1人世帯で148万円以下、複数人世帯で192万8千円以下、生活保護世帯は対象外としています。

国は、社会保障充実のためと言う口実で消費税を増税しながら、生活保護費を2013年からの3年間で平均6.5%引き下げ、子育て世帯や多人数世帯ほど率は高く、最大で10%の引き下げました。そのうえ2015年7月から住宅扶助費が引き下げられ2人世帯の引き下げ率が大きく、10月からは冬場の生活を支える冬期加算の引き下げを厚生労働省が通知していますが、この改悪は、2012年8月に民・自・公三党が消費税増税法と共に社会保障の総改悪を狙う社会保障制度改革推進法として成立させたものです。

そこでお伺いいたします。

生活保護世帯を支給対象者に他町村では入っていますが、岩内町ではなぜ対象 外としているのか。

冬場の生活を支える支援策として対象外とはせず支給世帯要件に加えるべきではないのか。

生活保護受給世帯総数、保護受給者世帯で65歳以上の高齢者世帯数、母子・ 父子世帯数、傷病世帯数、障がい者世帯数は何世帯あるのか。

生活保護基準額が削減されたことなどを十分考慮して、生活に困難を抱えて暮らしている高齢者や母子・父子世帯、傷病世帯、障害者等を支援する福祉灯油施策として、生活保護世帯は対象外ではなく検討する時期と思いますがいかがですか。

65歳以上の支給要件の収入基準が、1人世帯で148万円以下、複数人世帯で192万8千円以下としていますが、高齢者世帯は、1人世帯または高齢者夫婦世帯とも、生活実態として消費する灯油数量に大きく変わりはなく、更に年齢によっても大きく変わることがなく、高齢者複数人世帯で高く基準設定されている65歳以上複数人世帯の192万8千円以下を、収入基準額に見直すべきではありませんか。

町の国民健康保険基準収入額適用申請書には、市町村民税が課税されているいないに係わらず、70歳以上の被保険者の公的年金・給与・その他の収入額すべて記入下さいとありますが、ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入、障害又は遺族に係る年金、恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当等、災害弔慰金などは除きますと申請書では遺族年金受給者などに配慮されています。

国保の申請書で公租公課の対象とならない障害又は遺族に係る年金、恩給等、 戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当等、災害弔慰金など を収入から除くのはどのような理由からですか。 老後の生活を支える年金支給額が毎年減額されていることからも、公租公課の対象に入れない、遺族年金等を受給していることにより、支給に制限を受けている世帯についても、福祉灯油実施初期の要件に戻し支給対象とするべきではありませんか。

こうした要件を緩和することによって制限を受けていた世帯の住民サービス対象者はどのように拡大されるのか。

要件緩和で必用な経費はどの程度と推計するのか。

地域づくり総合交付金として60万円道補助金を入れ、一般財源から704万 5千円を補正し、取り組みますが、交付税から福祉灯油事業への繰入金額と補助 率はどのようになっているのか。

冬期間の暖房用燃料費の確保が困難と判断される世帯に対し、生活の安定と福祉の増進を図るため、冬期間の暖房用灯油、福祉灯油を助成することは厳しい冬場の生活を強いられる高齢者や障害者等への大きな生活支援になります。

支給要件の見直しで支給対象の拡大、緩和を行い、国による福祉切り捨ての大波を防ぐ防波堤の役割を自治体がすべきと思いますがいかがですか。

所見を伺います。

## 町 長:

1項めの、生活保護世帯を支給世帯要件に加えるべきではないかと、3項めの 生活保護世帯を対象にすることを検討する時期ではないかについては、関連があ りますので、併せてお答えいたします。

生活保護制度については、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度であり、冬期における光熱水費等に対する加算措置が講じられており、特に北海道においては手厚い対応がなされております。

一方、町の福祉灯油助成事業は、生活保護世帯を除く低所得な方々に対する生活支援を目的としており、支給対象の方々にとっては、冬期間の燃料費に対する 唯一の助成制度であります。

このように、両制度には趣旨や目的の違い等があることから、福祉灯油助成事業の支給対象に生活保護受給者を含めることは、国の制度との重複支給になると考えるものであり、また、生活保護受給者ではない方々との公平性を欠く恐れもあり、町としては、生活保護世帯を支給対象とすることは想定しておりません。

2項めは、生活保護受給世帯総数、このうち、高齢者世帯数、母子・父子世帯数、傷病世帯数、障がい者世帯数についてであります。

平成27年7月末現在における生活保護受給世帯総数は、611世帯であり、 その内訳は、高齢者世帯308世帯、母子・父子世帯54世帯、傷病世帯139 世帯、障がい者世帯55世帯、その他55世帯であります。

4項めは、1人世帯も複数人世帯の収入基準額に見直すべきではないか、についてであります。

町の福祉灯油助成事業については、低所得者世帯等への支援という本来の目的を達成するための、一定の基準が必要であり、その拠りどころを税法上の非課税 基準による収入額に置いているところであり、福祉制度にとって必要不可欠な公正・公平性の観点から設定したものであります。

1人世帯の基準額を複数人世帯と同額とした場合、町民税の課税者を対象に含めることになり、低所得者支援という、本制度の趣旨から逸脱することから、こうした1人世帯の基準の見直しについては考えておりません。

5項めは、国民健康保険基準収入額適用申請書で、公租公課の対象とならない、 障害又は遺族に係る年金、恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、 児童扶養手当等、災害弔慰金などを収入から除くのは、どのような理由からか、 についてであります。

国民健康保険制度の基準収入額の適用において、公租公課の対象とならない非 課税所得を収入に算入しない理由については、国民健康保険法施行令及び同施行 規則の中に、非課税所得を含めない旨の規定が置かれているためであります。

6 項めは、遺族年金等を受給している世帯も支給対象とするべきではないか、 についてであります。

先にお答えしたとおり、低所得者世帯等を規定する一定の基準は必要であり、 その基準については、税法上の非課税基準による収入額を基本に設定したもので あります。

しかし、税法上の非課税基準のみを適用した場合、同じ収入額であっても、受給する年金の種類によって、本制度への該当の有無が左右されることから、この不公平さを解消するため、遺族年金等も世帯の収入額に含めることにしたものであり、これにより、福祉制度として重要な「公正・公平性」を保ち得ると考えて

おります。

7項めの、要件緩和による対象者の拡大についてと8項めの要件緩和で必要な 経費はどの程度か、については、関連がありますので、併せてお答えいたします。 非課税年金である遺族年金等を受給されている人数については、町において把 握しておりません。

したがいまして、要件の緩和による必要な経費についても、試算することは難 しいものと考えております。

9項めは、交付税からの繰入金額と補助率はどうなっているのか、についてであります。

福祉灯油助成事業の財源については、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、 残りについては、基本的に一般財源を充当しており、地方交付税については、普 通交付税及び特別交付税ともに、算定項目には入っておりません。

10項めは、支給対象の拡大・緩和を行い、国による福祉切り捨ての大波を防ぐ役割を自治体がすべきではないか、についてであります。

福祉灯油助成事業については、町の重要な福祉施策として位置付けており、実施に当たっては、灯油単価の推移や税制改正による影響、住民からの要望等を踏まえ、様々な角度から事業内容を検討し、毎年度、実施方針を決定しているところであります。

町としては、厳しい冬期間の生活環境下にある高齢者世帯や障がい者世帯等に対し、除雪サービス事業、障がい者福祉サービス事業など他の福祉施策も併せながら、より効果的かつ公平性が保たれた制度として継続していきたいと考えており、今後も、住民目線に立ち、重要な福祉施策として、持続性と安定性を基本とした事業実施に努めてまいります。

## く再質問>

冬期における光熱水費等に対する加算措置が講じられており、特に北海道においては手厚く対応をなされている。国の制度と重複支給となるので想定していませんということですが、福祉灯油については厚生労働省は2007年12月、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員の質問に対して、生活保護世帯も福祉灯油助成の対象に含めると答えています。

厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市の生活保護担当課あてに、地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護上の取扱いについての事務連絡を出していますが、町はこうした連絡を受けてどのように対応してきたのか。

事務連絡で、福祉灯油助成については収入として認定しないことを確認されない助成額の限度は8,000円となっていますが、福祉灯油については、8,00円を超えても機械的に収入認定するようなことはせず、柔軟に扱うとしています。

こうした内容は了解していたのか。

この通達に関して、2014年3月27日厚生労働省の古賀賢一審議官は、福祉灯油を生活保護世帯の収入として認定しないと改めて見解を示しています。

こうした通達内容も理解していたのか。

岩内町が示す福祉灯油支給要件は、生活保護世帯に対する厚生労働省の事務連絡から8年たっても見直さず、目をつぶってきたと言わざるを得ません。

保護費削減で生活に困難を抱える世帯に、町の支給要件の見直しで生活保護世帯を支給対象に拡大をすることにどこに問題がありますか。

支給対象に保護世帯を入れ、厳しい冬場の生活を応援するべきでないのか、答弁を求めます。

## 町 長:

1項めは、厚生労働省による都道府県等宛ての事務連絡に対し、町は連絡を受けてどのように対応してきたのかについてであります。

生活保護制度については、実施主体は北海道であり、事務連絡等の通知は、北海道宛てのみであり、町に対する連絡につきましては、現状では不明であり、確認できておりません。

2項めは、福祉灯油助成については、収入として認定せず、また、生活保護の 実施要領における、収入認定されない助成額の限度である8,000円の取扱い を了解していたのかについてであります。

当該事務連絡については、1項めと同様、現状では確認できていないため、内容については了解しておりません。

3項めは、2014年3月27日付けの厚生労働省の審議官の見解についても 1項目と同様、現状では確認できていないため、内容については了解しておりま せん。

4項めは、町の支給要件の見直しで生活保護世帯を支給対象に拡大し、冬場の 生活を応援すべきについてであります。

福祉灯油助成事業については、町の重要な福祉施策として位置づけており、実施に当たっては、他の福祉施策も併せながら、公正、公平性を重視した事業実施に努めて参ります。

## く再々質問>

事務連絡等の通知は、北海道宛てのみで町に対する連絡は、現状では不明で確認できない、内容についても了解していないとのことですが、行政のプロが事業を実施する時は、他町村の動きも慎重に見て事業化するもので、もし本当なら大変遺憾としか言いようがありません。

平成27年7月現在、保護世帯受給総数は611世帯であり、高齢者世帯308世帯、母子・父子世帯54世帯、傷病世帯139世帯、障がい者世帯55世帯は、厳しい冬を切りつめて辛抱して乗り越えて来ていますが、本来受けられる世帯の支給を実行しなかったことを、町として本来受けられる制度を実行してこなかったことを町として深刻に受け止めるべきです。

制度の活用を今知った訳ですから、道と連絡を取り、国が示す事務連絡をよく 読み込み、国の方針に沿って、事業を進めるよう考えて行くべきではありません か。

## 町 長:

3点めは、福祉灯油支給要件の拡大緩和について事務連絡の内容を確認し、 国の方針に沿って事業を進めるよう考えて行くべきではないかについてであり ます。

国の事務連絡につきましては、北海道に照会し、あらためて内容の確認をすることといたしますが、福祉灯油助成事業につきましては、町の重要な福祉施策としてこれまで同様に取り組んで参ります。

以上です。

## 4 町の水道事業について

公営企業として、安全・安心な水道水の安定供給に努めると同時に、健全な経営が求められていることは当然ですが、利潤第一ではないので低廉で、公平感のある料金体系が求められていて、特に家事用に使用している水道料金について。

- 1. 平成26年度の水道事業損益計算書によれば、当年度の純損失が約540万円であるが、前年度の繰越利益剰余金から差し引き約5,300万円の剰余金があり、以前に一般会計へ1億円貸した経緯もあり、その剰余金のもとはどこにあると考えますか。
- 2. 給水による収納率は平成26年度は前年度比で0.5%減で、滞納繰越分の収納率も前年度比21%減となった原因について。
- 3. 過去3年間で滞納世帯の1ヶ月の使用水量と世帯数は。
- 4. 1 ヶ月の使用水量を 2 t きざみで世帯数を見ると、最も多いのは季節を問わず 4. 5 t ~ 6 t の世帯で、 0 ~ 1 0 t の世帯数は全体の約 5 7 %を占めています。

使用水量の少ない世帯にとっては、施設、設備に費用がかかるとしても不公平感があるのは当然ではありませんか。

町は全使用水量を全世帯数で除して、平均使用水量が11 t なので基本水量10 t は妥当としているが、町民が納得できる細やかな対応が必要であり、基本水量を見直し、料金の適正化が求められているのではありませんか。

- 5. 消費税が8%に引き上げられ、年金は減らされ、実質賃金も低下している中、生活保護世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、一人親世帯などへの減免が必要ではありませんか。
- 6. ゴミの減量とリサイクルで、町民はカンやビンを洗浄し、プラスチックの容器も洗い、資源化の取り組みに各世帯の水道水を使い励んでいますが、水道料金を見直し、改善することは大いなる後押しとなるのではありませんか。以上、答弁を求めます。

また、答弁には関連があるのであわせて答弁っていうことにはせず、聞かれたことにきちんと丁寧に答えて頂きたいと言うことを申し添えておきます。

## 町 長:

1項めは、約5,300万円の剰余金のもとはどこにあるかとのご質問でありますが、公営企業会計における当年度未処分利益剰余金は、当該事業年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当該事業年度の純利益又は純損失の金額を加減した額であり、水道事業の内部留保資金として蓄積されているものであります。

2項めは、平成26年度の給水収益の収納率が減少となった原因についてであります。

町は、給水収益確保のため、水道料金の未納者に対して、毎月の督促状の発付のほか、未納が長期間となった場合には催告書を送付するとともに、滞納者には戸別訪問により納付相談などを行い、納付へ導くよう努めているところであります。

こうしたことから、平成26年度におきましても、収納率の向上のため、未納者や滞納者に対し同様の対応をしてきたところでありますが、個々の支払い方法の差などにより、過年度分の納付額に差が生じたことから、収納率に多少の変動があったものと考えております。

しかしながら、ここ数年の収納率全体の推移としては、大きな変動はないものと考えており、今後も水道使用者における不公平感が生じないようにするため収納率向上に向けた取り組みを強化してまいります。

3項めは、過去3年間で滞納世帯の1ヶ月の使用水量と世帯数についてであります。

過年度分の水道料金に滞納がある世帯数は、187世帯であり、過去3年間を 平均した1ヶ月の使用水量は11.6トンであります。

4 項めから 6 項めは、基本水量の見直し、生活保護世帯等への減免、水道料金の見直しと改善についてでありますが、関連がありますので、併せてお答えいたします。

水道料金は、給水サービスの対価であり、出来るだけ安価で公平でなければならないとともに、合理的な給水需要予測とこれに対応する施設計画を前提とし、 誠実かつ能率的な経営のもとにおける適正な営業費用に、水道事業の健全な運営 を確保するために必要な資本費用を加えて算定するものであります。

また、町で定める基本水量については現在1ヶ月当たり10トンとしておりますが、このことは、基本料金に一定の水量を付与するもので、その目的とするところは、付与された範囲内の水を自由使用することにより公衆衛生の向上に寄与しようとする趣旨であります。

したがいまして、使用者全体の半数以上が1ヶ月10トン以内の使用水量であることや、平均使用水量が11トンである現状では、仮に、使用水量の少ない世帯を基準とした場合、使用水量の多い世帯の負担が増加する結果となり、使用水量の少ない世帯と相反する不公平感が生じることとなることから、使用者全体における公平性を保つためにも、現状では10トンが妥当であると判断しているものであります。

また、水道事業においては、事業開始からおよそ40年が経過し、今後におきましても水道ビジョンに基づく老朽化・耐震化への対策のため、配水管等の改修が必要であり、それらに対し、多くの費用が必要になるものと考えております。

さらには、中・長期的視点のもと、利用者全体に対し、将来にわたり、安全・

安心な水を供給するため、水道施設を良好な状態に維持していかなければならないことから、公営企業として健全な運営が強く求められるところであります。

したがいまして、これらのことを総合的に勘案すると現時点においては、基本 水量を含めた料金の見直しや生活保護世帯等に対する水道料金の減免については、 取り組めないものと判断しております。

以上。

## く再質問>

水道事業の内部留保資金は過去1億円を一般会計だけに貸していた経緯もあり、 それを可能とした内訳はどこにあると考えられますか。

過年度分の水道料金滞納の187世帯の平均ではなく、どのような散らばりがあり、不公平感があり、支払いの意欲をそいでいるのではありませんか。

仮に、使用水量の少ない世帯を基準とした場合、使用水量の多い世帯の負担が増加する結果となり使用水量の少ない世帯と相反する不公平感が生ずることとなるとしていますが、使用水量が多くなると負担が増えることは納得できることではありませんか。

以上答弁を求めます。

## 町 長:

1項めは、水道事業の内部留保資金から一般会計への貸し付けを可能とした内訳についてであります。

地方公営企業法等では、余剰資金の運用は、確実かつ有利な方法をもって管理することが示されており、特段の禁止規定が存在していないことから、これまで蓄積されていた内部留保資金を一般会計に貸し出したものであります。

2項めは、滞納世帯の使用水量について、どのような散らばりがあるか、であります。

滞納世帯の使用水量につきましては、5トン以下が42世帯、5.5トン以上 10トン以下が50世帯、10トン以上が95世帯であります。

3 項めは、使用水量が多くなると、負担が増えることは納得できることではありませんか、についてであります。

町で定める基本水量については現在1ヶ月あたり10トンとしておりますが、 子育て・多子の使用水量の多い世帯又は、一人暮らしで使用水量の少ない世帯な ど、使用形態は多様であり、使用者全体の平均使用量が11トンである現状では、 10トンが妥当であると判断しております。

# く再々質問>

4. 5トンから6トンの世帯が季節を問わず、多いので利用水量の少ない住民には、やはり不公平感があります。

住民の声には真摯に耳を傾けるべきであることを指摘しておきます。